パブリック・コメント手続に関する指針

第1 趣旨

この指針は、県の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、県民の多様な意見を県政に反映させる機会を確保し、県民参加型の行政の推進に資するため、パブリック・コメント手続の実施に関し基本的な事項を定めるものである。

第2 定義

この指針において、用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) パブリック・コメント手続

県の施策に関する基本的な計画等又は県民生活に密接に関連する条例、規則等を立案する過程において、当該立案の内容その他必要な事項を県民等に公表し、これについて提出された県民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、意見に対する県の考え方を公表する一連の手続(以下「本手続」という。)をいう。

(2) 実施機関

知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、企業管理者及び病院事業管理者をいう。

第3 対象

- 1 本手続の対象は、次に掲げるもの(以下「計画等」という。)とする。
- (1) 県の施策に関する基本的な計画の策定及び改定
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (3) 規制の内容を定める規則等(規程及び告示を含む。) の制定又は改廃
- (4)審査基準、処分基準又は行政指導指針(実施機関名で定めるものをいう。)の制定又 は改廃
- 2 実施機関は、前項に掲げる計画等のうち、県に裁量の余地がないもの、法令等により本 手続に準じた意見聴取の手続等が定められているもの、迅速性・緊急性を要するもの、軽 微なもの等、本手続を行うことに要する時間、費用の面から明らかに合理性を欠くと認め られるものについては、本手続を行わないことができる。
- 3 実施機関は、第1項に掲げる計画等に該当しないものであっても、本手続を行うことが 必要と認める場合には、当該手続を行うことができる。
- 4 実施機関は、第1項の計画等のうち、附属機関等において本手続に準じた手続を経て策 定した報告、答申等に基づき計画等を策定するものについては、本手続を行わないことが できる。

第4 意見提出の手続

1 公表時期

実施機関は、計画等についての最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案及びその

概要(以下「計画案等」という。)を公表する。

2 公表資料

実施機関は、計画案等を公表するときは、県民の理解に資するため、関係資料を併せて 公表するよう努める。

3 公表方法

- (1) 計画案等及び関係資料の公表は、行政情報センター及び各総合支庁総合案内窓口に備え付け、報道機関へ資料提供し、並びに県のホームページに掲載することにより行うものとする。
- (2) 実施機関は、(1) に定めるもののほか、必要に応じて、次に掲げる方法を活用して、広く県民等への周知に努める。
 - ア 広報誌(紙)への掲載
 - イ 印刷物の配布
 - ウ 県が企画提供するテレビ又はラジオによる放送
 - エ メールマガジンによる配信
 - オ 説明会又は意見交換会の開催
 - カ その他実施機関が適当と認める方法
- (3) (2) に定める方法により計画等の案の概要を公表する場合には、当該計画等の案の全体の入手方法を明記するものとする。

4 実施の予告

実施機関は、計画案等を公表しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を県のホームページに掲載し、本手続の実施を予告する。ただし、予告することに関して事務取扱上の支障があるときはこの限りではない。

- (1) 計画等の名称
- (2) 意見募集の予定時期

5 意見の募集期間

意見の募集期間は、実施機関が、1か月程度を目安として設定し、計画案等を公表する際に明示する。

6 意見の提出方法

- (1) 意見の提出方法は、郵便、電話、ファクシミリ、電子メール、公聴会における意見 の聴取等のうちから実施機関が定め、計画案等を公表する際に明示する。
- (2) 実施機関は、県民等が意見を提出するに当たっては、原則として、意見を提出する者の氏名及び住所等を明示させるものとする。
- (3) 実施機関は、当該計画案等についての意見を提出した個人又は法人その他の団体の 氏名、名称その他の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画案等を公表する 際に、その旨を明示する。

7 意見の処理

- (1) 実施機関は、県民等から提出された意見を考慮して、計画等について意思決定を行う。
- (2) 実施機関は、計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見及びこれらに対する県の考え方を公表する。ただし、提出された意見のうち、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- (3) (2) における公表の方法は第3項の規定を準用する。

第5 一覧の作成

知事は、本手続を行っている案件の一覧を作成し、行政情報センター及び各総合支庁総合案内窓口に備え付けるとともに、県のホームページに掲載して公表する。

附則

この指針は、平成15年4月1日から施行し、本指針施行の日以降において立案に着手するものについて適用する。

附則

この指針は、平成19年1月15日から施行し、本指針施行の日以降において立案に着手するものについて適用する。

附則

この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、本指針施行の日以降において立案に着手するものについて適用する。

附目

この指針は、平成23年1月17日から施行し、本指針施行の日以降において立案に着手するものについて適用する。